

# 2015年度 同志社大学大学院司法研究科 転入学試験（Cコース）

## 民 法

解答用紙は問題ごとに分かれていますので、注意すること。

### [注意]

1. 試験開始の合図があるまで、この表紙を開けてはいけません。
2. 資料として配付する六法はケースに入れて机の上に置き、試験開始の合図があるまで、開けてはいけません。また、六法に傍線等書き込みや折り曲げをしてはいけません。
3. 筆記用具（ペンまたは黒鉛筆（HB または B））、消しゴム、下敷き（ただし、下敷き使用の場合は許可を得ること）、時計（時計機能だけのもので、秒針が音を刻むことがないものに限る）、鉛筆削り（電動式は除く）、その他特に許可したもののほかは使用できない。HB・B以外の硬度の鉛筆やシャープペンシルを使用して判読しにくい文字にならないよう注意すること。これ以外の携帯品は、試験監督者の指示にしたがって試験開始までに所定の場所に置くこと。修正液、修正テープの使用は認めない。摩擦熱等により文字を消すことができるペンの使用は認めるが、意図せず文字が消える可能性があることを承知の上で使用すること。なお、ラインマーカーや色鉛筆の使用は、問題検討のために問題紙に限り使用を認める。解答用紙や資料として配布する六法への使用は認めない。
4. 問題紙の本文は、2頁である。試験開始後ただちに欠落や印刷の不鮮明な箇所がないか確認すること。欠落や印刷の不鮮明な箇所がある場合は、手を挙げて監督者に知らせること。
5. 解答用紙は、第1問が2枚1組、第2問が2枚1組の計4枚である。解答用紙の左側にそれぞれ問題番号が記載されているので、必ず対応する解答用紙に解答を記入すること。
6. 各解答用紙の左下に受験番号の記入欄がある。組になっている2枚目の解答用紙の受験番号欄にも受験番号を正確・明瞭に記入すること。
7. 試験開始後は、終了まで試験場から退室できない。
8. 試験はすべて監督者の指示によって行う。監督者の指示にしたがわない場合や不正行為を行ったときは、試験場から退出させることがある。
9. 試験中に気分が悪くなる等やむを得ない場合は、黙って手を挙げ、監督者の指示にしたがうこと。
10. 試験終了の合図とともに、すみやかに筆記具を置き、監督者の指示を待つこと。許可があるまで試験場を退室できない。
11. 試験終了後、問題紙は各自持ち帰ること。
12. 不正行為防止のため、携帯電話やスマートフォン等の通信機器の使用は認めない。電源を切ってカバン等にしまうこと。
13. 耳栓は監督者からの指示が聞こえないので、使用は認めない。
14. 試験時間中の飲食は禁止するが、水分補給のため、ふた付きのペットボトル（ペットボトル以外は不可）に入った飲料を持ち込んで飲むことは認める。ただし、机の上には置かず、ふたを閉めて足元に置くこと。机の上にこぼしたり、水滴によって解答用紙を汚損しないよう十分注意すること。

2015年度 同志社大学大学院 司法研究科

転入学試験問題（Cコース） 法律科目試験

（民法）

第1問

以下の【設例I】を読んで、問（1）、（2）に答えなさい。

【設例I】

- （1） 建築業者Xは、自動車の販売業者Aに対して債権額300万円の工事代金債権を有していた。しかし、期限にAは弁済ができなかったため、話し合いにより、Aがトラック運送業者Yに対して有していた売買代金債権（甲債権：債権額300万円、弁済期平成25年9月1日）を譲渡することで支払いに代えることとし、平成25年7月15日に譲渡がなされ、AからYに対し同日の確定日付のある債権譲渡の通知が行われた。翌日これはYに到達した。
- （2） Xは、甲債権の支払期日にYに対して支払いを求めたところ、支払いの延期を求めると言を左右にして支払いをしてくれない。なお、Aは事業に失敗して11月はじめ頃行方知れずとなった。
- （3） 業を煮やしたXは、Yを被告として、甲債権の支払いを求めて平成25年11月20日に、裁判所に訴えを提起した。
- （4） 同年12月10日に開かれた第1回目の口頭弁論期日に、Yは、YがAに頼まれてAに融通していた貸金債権（乙債権：債権額200万円、弁済期平成25年12月1日）と対当額で相殺すると抗弁した。
- （5） このYA間での金銭の消費貸借契約は平成24年12月1日に成立したものであったが、この契約においては、Aに債務不履行などが生じた場合における期限の利益喪失にかかる特約および期限の如何を問わず相殺ができる旨の相殺の予約などは定められてはいなかった。また、甲債権は乙債権より後（平成25年3月1日）に発生したものであるが、債務者Yと債権者Aとの間で甲債権の譲渡禁止にかかる特約は結ばれてはいなかった。

問（1）（配点：20点）

Yの相殺の抗弁を認めることに関して、解釈上問題となっている条文は民法の第何条か、その条文のどの文言をどのように解釈すればYの相殺の抗弁が認められることになるか。

問（2）（配点：30点）

Yの相殺が認められるかどうかにつき、各自妥当であると考えた結論（相殺が認められる、または、認められない）を述べたうえで、その結論につき適切な根拠付けをせよ。その際、相殺制度の目的及び機能をどのようにとらえるかについて必ず言及せよ。

# 2015年度 同志社大学大学院 司法研究科

## 転入学試験問題（Cコース） 法律科目試験

### （民法）

---

#### 第2問

以下の【設例Ⅱ】を読んで、問（1）から（3）に答えなさい。

#### 【設例Ⅱ】

- （1） G銀行はS会社に対し金1000万円を貸し付けた。その際、その債務の担保としてS会社の代表取締役Aの妻Bの父親Cの所有する甲不動産に抵当権の設定を受けている。
- （2） この抵当権の設定は、G銀行と、Cの代理人と称するBとの間でなされた。Bは抵当権の設定およびその登記をするために必要であるC名義の委任状、甲不動産に関する登記識別情報（または登記済証）、Cの実印、印鑑証明書などを持参していた。
- （3） その後、S会社が上記の貸付金債務を期限に弁済しなかったため、G銀行は、不動産競売の方法でもって甲不動産に対する抵当権の実行を申し立てた。
- （4） これに対して、Cは、Bの代理による甲不動産に対する抵当権の設定は、Bが、Cの机の中にあつたCの実印、甲不動産に関する登記識別情報をCに無断で持ち出し、文書を偽造するなどして勝手におこなつたもので、無権代理行為によるものであるとして異議を申し立てた。

#### 問（1）（配点：20点）

Bの代理による抵当権設定行為が無権代理であるとして、G銀行はなお抵当権の効力をCに対して主張する場合、どのような方法が考えられるか。また、その抵当権の効力の主張は、上の事実関係において認められることがあるか、検討しなさい。

#### 問（2）（配点：20点）

G銀行は、Bに対して無権代理行為の責任を追及する場合、いかなる根拠で、いかなる内容の責任追及が可能か。また、それは、認められるかどうかを検討しなさい。

#### 問（3）（配点：10点）

【設例Ⅱ】（4）の前にCが死亡し、Bがその唯一の相続人として相続につき単純承認した場合、【設例Ⅱ】（4）において抵当権の実行に対して、抵当権設定が無権代理行為によるものであるとして異議を申し立てたのがCを相続したBであったとき、この異議は認められるか、検討しなさい。